

# 先着順売払実施要領

物件名：北九州市小倉北区西港町 100 番 6

先着順売払とは、申請の先着順により売却の相手方を決定する方法で、**表示している売却価格にて売却**いたします。これは、一般競争入札実施後、競争入札に付し入札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときに、先着順により申請を受付け、契約の相手方を決定するものです。売払い手続きについては、一般競争入札と同様です。

**1 買受資格** 別紙「先着順売払物件買受資格について」のとおりです。

**2 売却物件及び売却価格** 別紙「物件調書」のとおりです。

## **3 先着順買受申請**

(1) 先着順申請書類

ア 入札に参加しようとする方は、市有財産買受申請書（先着順売払）及び添付書類（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの）を提出して、買受資格の確認を受けてください。申請書には申請書を提出する日付を記入して下さい。

イ 添付書類は、次のとおりとします。

(ア) 個人の場合は住民票の写し

(イ) 法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び役員一覧

(ウ) 委任状（代理人が申請する場合のみ必要です。）

※本人確認のため、提出に来られる方の顔写真付きの身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

(2) 受付場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号 北九州市港湾空港局庁舎1階  
港湾空港局港営課 土地活用推進係

(3) 受付期間

**令和8年3月9日（月）から令和8年3月19日（木）までの  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く） ※閉庁日を除く**

(4) その他

(ア) 申請書等の提出は受付場所へ直接持参してください。（委任状により委任を受けた代理人による提出は可能です）※郵送による提出は認めません。

(イ) 登記名義人を共有にしたい場合は、連名（共有）で共有者全員の添付書類を添えて申請してください。落札後の名義人の変更はできませんのでご注意ください。

(ウ) 受付開始時に同時に複数の申請者がある場合は、くじによる抽選となります。

## **4 先着順売払買受資格確認通知**

買受資格の確認のために必要な官公署へ照会後、随時、確認通知を発送します。

買受資格確認通知後に買受資格が無いことが判明した場合、その資格を取り消すことがあります。

## **5 契約締結**

(1) 申請者は**買受資格確認通知日から14日以内に売買契約を締結**していただきます。

(2) 契約がなされない場合、その申請は失効します。

(3) 売買契約書に貼る収入印紙は、購入者の負担となります。

## **6 契約上の条件**

契約には、原則として次に掲げる条件を付します。

### (1) 禁止用途

契約締結の日から10年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき法の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている団体の事務所又はその他これらに類するものの用途に使用してはならない。また、これらの用途に使用されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

### (2) 違約金の徴収

上記に違反した場合は売買契約を解除し、売買代金の3割相当額を違約金として支払っていただきます。

## **7 売買代金等の納付**

項目	納付金額	納付期限
(1) 契約保証金	契約額の1割	契約日までにお支払いください
(2) 売買代金	契約額の9割	契約日から14日以内にお支払いください

- (1) 契約日当日までに契約額全額を一括納付する場合は、契約保証金を免除することができます。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。
- (3) 契約保証金納付後、期日までに売買代金の納付ができなかった場合、契約保証金を還付しません。

## **8 所有権の移転等**

- (1) 所有権は売買代金の全額の納付があった時に移転するものとし、同時に土地を引渡したものとします。
- (2) 土地は現状有姿のまま引渡します。
- (3) 所有権の移転登記は、北九州市が行い、購入者に登記識別情報通知をお渡しします。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。
- ※所有権移転登記の手続費用は不要です。

## **9 その他**

契約の手続き等については、日時、場所等を指定させていただく場合があります。  
この実施要領に定めのない事項については、北九州市契約規則によります。

## **10 問合わせ先**

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号 TEL (093) 321-5988  
北九州市港湾空港局港営課 土地活用推進係（担当：西尾、安永）

# 先着順売払について

物件名：北九州市小倉北区西港町 100 番 6

1 先着順売払	<p>先着順売払とは申請の先着順により売却の相手方を決定する方法です。</p> <p>表示している売却価格 121,610,000 円にて売却いたします。</p> <p>(申請の受付期間)</p> <p>令和8年3月9日(月)～令和8年3月19日(木)</p>
2 申 請	<p>1 北九州市港湾空港局港営部港営課（北九州市門司区西海岸一丁目2番7号 北九州市港湾空港局庁舎1階）に直接お越しください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>*受付は、日曜日、土曜日及び祝日等、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時までです。</li><li>*印鑑（法人の場合は代表者印）を持参してください。</li><li>*電話予約や郵便など、他の申請方法での受付は行いません。（委任状により委任を受けた代理人による申請は可能です。）</li><li>*すでに売却済の場合はご了承ください。</li></ul> <p>2 港営課担当者から説明を受けた後、所定の市有財産買受申請書（先着順売払）を提出していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>*先着順売払物件買受資格をご確認ください。</li><li>*添付書類として、法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び役員一覧が必要となります。個人の場合は住民票が必要です。</li><li>*買受資格の確認のために必要な官公署へ照会後、確認通知を発送します。</li><li>*受付開始時に複数の申請者がある場合は、くじによる抽選となります。</li></ul>
3 契約締結・ 契約保証金の納付	<p>買受資格確認通知を受けた申請者は、買受資格確認通知日から14日以内に売買契約を締結していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>*契約日までに契約保証金（契約額の1割：12,161,000円）の納付が必要です。</li><li>*契約日までに売買代金の全額を一括納付する場合、契約保証金を免除することができます。</li><li>*売買契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。</li><li>*期日までに契約がなされない場合、その申請は失効します。</li></ul>
4 売買代金 の 納 付	<p>契約日から14日以内に、契約額の全額を納付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>*契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。</li><li>*申請者が期日までに売買代金を納入しないときは、契約保証金は返還いたしません。</li></ul>
5 所有権の 移 転 等	<p>1 売買代金を完納したときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>*土地は現状有姿のまま引き渡します。</li></ul> <p>2 所有権の移転登記は北九州市が行い、登記完了後には登記識別情報通知をお渡しします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>*所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。</li><li>*市が囑託登記するため、所有権移転登記の手続費用は必要ありません。</li></ul>

# 先着順売払物件買受資格について

## 先着順売払物件買受資格

(1) 個人及び法人とします。

(2) 次の事項に該当する者は、買受者となることができません。

① 市有地売払いに關し、下記の事実があった後2年を経過していない者

- ・入札を取消されたことがある者
- ・落札者として資格を取消されたことがある者
- ・先着順売払いの申込みを取消されたことがある者
- ・正当な理由がなく契約を締結せず、または履行しなかった者

② 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者

ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウの者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

④ その他北九州市契約規則第2条に該当し参加することができない者